

さぬき市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成24年度定期監査の結果について、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公告します。

平成25年3月25日

さぬき市監査委員 中 村 俊 則
さぬき市監査委員 川 田 礼 子

平成24年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び実施日

| 対 象 | | 内 容 | 監査実施日 |
|---------|------------------------------|---|-------------|
| 部 課 名 等 | | | |
| 総務部 | 地域情報課 | 平成23年10月1日から平成24年9月30日までに執行した事務及び財務に関する事務について | 平成24年11月26日 |
| 支所 | 寒川支所 | | |
| 教育委員会 | 統合中学校 | | |
| 上下水道部 | 水道課 | | |
| | 下水道課 | | |
| 支所 | 大川支所 | 平成23年10月1日から平成24年9月30日までに執行した事務及び財務に関する事務について | 平成24年11月27日 |
| 市民病院 | 経営管理局 総務企画課他 | | |
| 津田診療所 | | | |
| 会計課 | | | |
| | 監査委員事務局 | | |
| 市民部 | 税務課 市民課 生活環境課 人権推進課 | 平成23年10月1日から平成24年9月30日までに執行した事務及び財務に関する事務について | 平成24年11月28日 |
| | 議会事務局議事課 | | |

| | | | |
|----------|---|--|------------------|
| 建設経済部 | 都市計画課 農林水産課 土地改良課 商工観光課 | 平成 23 年 12 月 1 日から 平成 24 年 11 月 30 日ま でに執行した事務及び財 務に関する事務について | 平成 25 年 1 月 21 日 |
| 農業委員会事務局 | | | |
| 教育委員会 | 津田小学校 津田中学校 津田幼稚園 | 施設の管理状況について | 平成 25 年 1 月 22 日 |
| 健康福祉部 | 津田東部児童館 | | |
| 健康福祉部 | 福祉総務課 長寿障害福祉課 子育て支援課 国保・健康課 介護保険課 | 平成 23 年 12 月 1 日から 平成 24 年 11 月 30 日ま でに執行した事務及び財 務に関する事務について | 平成 25 年 1 月 24 日 |
| 支所 | 長尾支所 | | |
| 建設経済部 | 建設課 | 平成 23 年 12 月 1 日から 平成 24 年 11 月 30 日ま でに執行した事務及び財 務に関する事務について | 平成 25 年 1 月 25 日 |
| 教育委員会 | 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 学校再編対策室 | 平成 23 年 12 月 1 日から 平成 24 年 11 月 30 日ま でに執行した事務及び財 務に関する事務について | 平成 25 年 1 月 28 日 |
| 支所 | 津田支所 | | |
| 総務部 | 総務課 秘書広報課 管財課 政策課 予算調整室 | 平成 23 年 12 月 1 日から 平成 24 年 11 月 30 日ま でに執行した事務及び財 務に関する事務について | 平成 25 年 1 月 29 日 |
| 選挙管理委員会 | | | |

2 監査の方法

平成23年度及び24年度執行の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか重点をおき、各課から監査関係資料等の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取して実施した。

3 監査の結果

監査の結果、事務の執行については概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理において、改善、検討を要する事項が見受けられた。

なお、比較的軽微な事項については、その都度口頭により関係課に善処するよう指導したが、指摘事項は次のとおりである。

記

(1) 未収金の縮減について

未収金の縮減については、平成23年度に市民部税務課内に債権管理室を設置し、平成24年度より本格的に徴収事務を開始したことや、大川広域行政組合、香川県滞納整理推進機構との連携により、税債権、税外債権ともに一定の成果をあげているところである。

しかしながら、未収金については依然として多額となっており、税負担の公平性の観点や適正な受益者負担の観点から、より一層の徴収体制の強化、債権管理室と担当部署の役割を明確にし、引き続き未収金の縮減に取り組むことを望むものである。

(2) 各種補助金等の見直しについて

各種補助金等の見直しについては、平成19年度末に示された補助金見直し基準に基づき、毎年定期監査において、各課の取り組み状況を監査してきたところである。

具体的な見直し方法や終期を3年と定めたことなどにより、運営費補助から事業費補助へ移行された団体や補助金等が廃止及び減額された団体等一部改善が見受けられた。

しかしながら、依然として補助金等交付団体の適格性並びに補助金額の算出基礎について、客観性に乏しい不明瞭な団体や金額が見受けられるため、公正かつ合理的基準に基づく交付を望むものである。

また、平成24年度においては、合併10周年記念事業が多数開催され、補助金が交付されたところであるが、今後、記念事業の継続に対する補助金交付は、公益性の適否と費用対効果の検証を十分に行い、既存補助金対象事業との整合性に適うように交付を望むものである。

(3) 公共施設の管理体制と統廃合について

市内に多数所在している公共施設については、建設時の目的により現在の担当部署となっているが、現在の利用状況等に応じた担当部署の変更や担当部署の枠を超え、合理的かつ効率的な管理体制の構築を望むものである。

また、各公共施設は建築後数十年が経過し、その維持修繕費が年々増加傾向にあることや、耐震基準を満たしていない施設も見受けられた。支所を含めた施設の統廃合を、さぬき市全体のビジョンに基づくランドデザインの策定により望むものである。

(4) 随意契約の根拠規定について

各課において、システムの保守点検等多数の随意契約が締結されているが、随意契約自体に違法性はないものの、地方自治法施行令に基づく根拠規定の考え方にばらつきが見受けられた。

随意契約については、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性を確保し市民に対する説明責任を果たすとともに、安易な随意契約をしないこととし、各課の取り扱う根拠規定の統一を図るためのガイドライン等の策定を望むものである。

(5) 選挙の投票所、投票時間の見直しについて

現在、市内には36ヶ所の投票所がある。行政改革の観点から、各市の状況、経費削減等行政側のメリット、投票人のデメリットを検証し、36ヶ所の投票所が妥当なのかどうか、見直しの検討を望むものである。

また、投票日当日の投票時間について、現在午後8時まで行なわれている。投票日当日に投票できない人のために期日前投票が投票日前日の午後8時まで実施され、投票総数に占める割合も増加傾向である。投票日当日の投票状況、経費削減効果等を検証し、市選挙管理委員会において、投票時間の短縮可能な選挙については、投票時間の見直しを望むものである。

4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等は、次のとおりである。

記

(1) 改善された事項

緊急雇用創出基金補助事業等については、国の交付金等が延長されたことや単独事業で実施することとし、必要とする事業が引き続き実施されている。

【商工観光課】【学校教育課】

(2) 改善を要する事項

特になし